

京都市避難所運営マニュアル【概要版】

「京都市避難所運営マニュアル」では、「いのちと暮らしを守る」避難所運営につなげるため、「避難所開設・運営」の基軸となる3つの基本方針に基づき、「避難所開設手順・運営のポイント」及び時系列での「災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ」をまとめています。

避難所開設・運営の 3 つの基本方針

方針 1

避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

まず「地域の集合場所」へ！
避難は原則町単位で！

- 「地域の集合場所」を拠点に安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施
- ※ 水害の場合は「避難準備情報・勧告・指示」発令時に直接避難。ただし、夜間や溢水等により、河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合は一時的に2階以上に待避



3日間は地域で助け合うこと
行政は体制が整い次第、支援に！

- 過去の災害事例から、発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要。行政は、市職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが困難

方針 2

避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます。

避難所は長期化も見越して運営

- 過去の災害事例から避難所生活は長期化(数箇月)が余儀なくされる
- 地域コミュニティの再生・更なる活性化につながる運営を！

方針 3

要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

災害時要配慮者とは

- 災害時に自力での避難等が困難で、配慮や支援が必要な、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦、外国人など
災害時には、誰もが要配慮者になる可能性があります。誰もが配慮し合い、関連死を予防することが避難所運営の大きな目標です。

男女共同参画の視点に配慮

- 運営協議会への女性の参加、男女別更衣室の設置、女性用品等の女性による配付、性別に偏らない活動分担など



『3・3・3の原則』

災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安

～3分

自身の身の安全を確保



30分

救助体制の確保、「地域の集合場所」に集まる！
安否確認、救出・救護



3時間

自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出



3日間

全ての人の安否確認と安全な避難を行うことが理想。
避難所運営協議会の立ち上げやルールの設定など



3週間～

(地震の場合)
避難生活の安定へ
(避難所統廃合検討など)

■避難所開設準備のための開錠・受入準備(安全点検) 避難所開設の第一歩!

* 事前に決められた鍵保管者が避難所にかかけつけ、必要な箇所を開錠

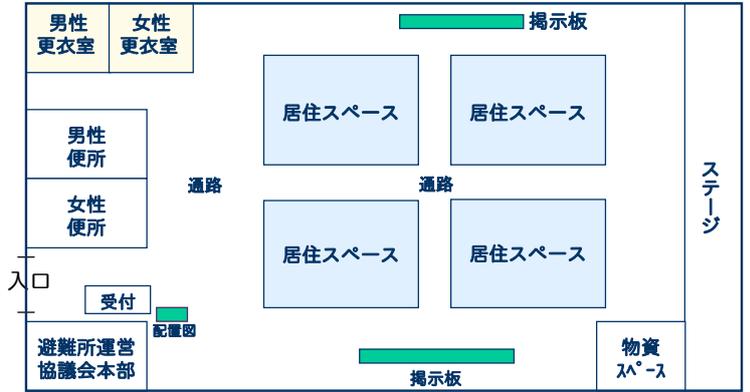
■レイアウトづくり あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします!

ポイント

- * まず、通路をつくる!
— みんなが活動しやすい場所に
- * 男女別更衣室は重要!
— プライバシーを配慮
- * 情報の整理と共有!
— 複数の掲示板や立て看板等の工夫
- * 要配慮者は通路側に!
— トイレが使いやすいように

「福祉スペース」や「体調不良者等の一時休息スペース」も大切!

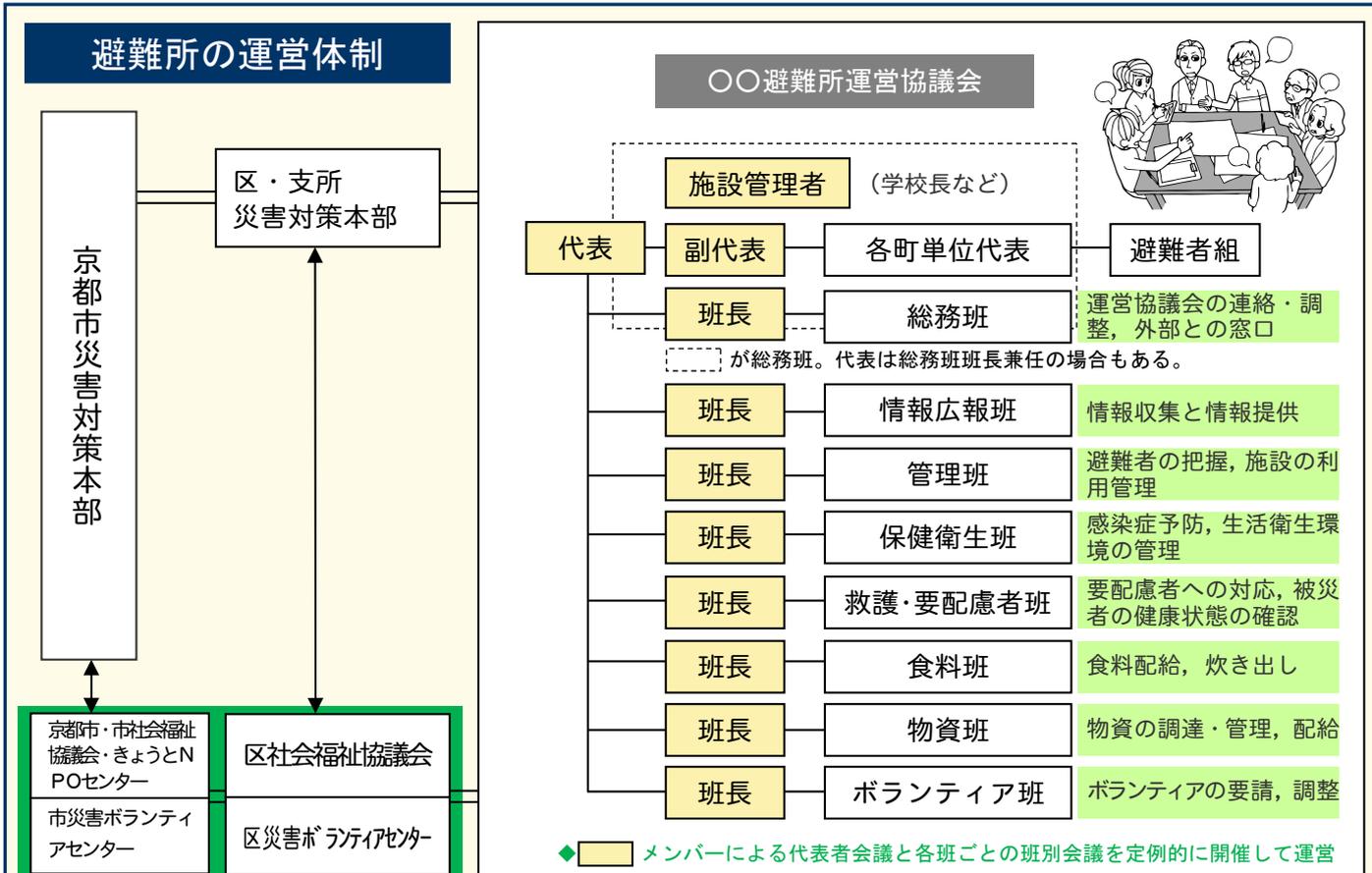
<レイアウト例>



■避難所名簿づくり 人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります!

* 原則として、町単位で受付をし、まず避難者の概算人数(総数)を把握

■運営体制づくり 円滑な避難所運営のために、しっかりとした体制づくりが重要です!



※運営協議会の代表や班長及び各班の役割は、地域のみなさんで担います。
 ※町単位で避難者組を形成。代表者を設置
 ※施設管理者がいない避難所については、区役所職員等が施設管理者の役を担います。
 ※避難所運営協議会へ女性も参加するなど男女共同参画を推進

■避難所運営で配慮が必要なこと 運営のルールづくりやお互いに配慮・工夫が必要！

* 不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

● 3つの管理が大切

衛生管理

- * 手洗い場と調理場を分別
- * 配食時など必ず手洗い、消毒
- * マスクを用意
- * 残飯とごみ分別、残飯のバケツにはふた
- * 手洗い、うがいの徹底など

食事管理

- * 身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）の提供
- * 地域の協力で炊き出しを！
- * 時間を決めて食事
- * みんなで一緒に食べるよう心がけ

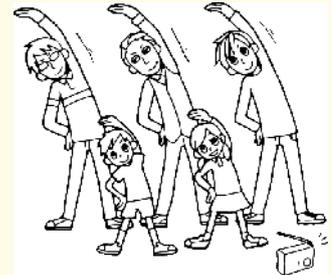
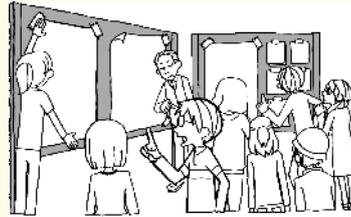
健康管理

- * 1日5分でも体を動かす体操などの実施
- * 個人の健康管理についてもルール化（口腔衛生管理、喫煙、飲酒など）
- * 原則として、飲酒禁止

● その他配慮が必要なこと

円滑な運営のために・・・

- * 情報を常に“見える化”
- * ペットへの対応
- * 在宅被災者への情報提供、炊き出し・救援物資の配給
- * 生活リズムを決め、生活のルールをつくる（起床や消灯の時間、朝礼・健康体操の時間、避難者参加の掃除当番や配食当番など）
- * 観光客等帰宅困難者への対応



要配慮者に配慮したみんなに優しい避難所にするために・・・

- * トイレに工夫・・・洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
- * 座った体勢で過ごせるよう工夫
- * プライバシーの確保と声かけなどの見守りへの配慮
- * 子どもの居場所づくり
- * 外国人への情報伝達を工夫



これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり、訓練を重ねてマニュアルを更新し、本当に災害がやってきた場合に、地域のみなさんで実際に助け合うことができるようにしましょう。



訓練

発生

3分

身の安全の確保

隣近所の確認 (出火の有無, 救助等の必要性の有無)

30分

「地域の集合場所」に集合

避難 (要配慮者等への支援を行いながら町単位で避難)

- 災害時要配慮者の救出・救助
- 地域内の出火確認・初期消火, 救出・救護活動, 安否確認の継続

- 区・支所災害対策本部
- 消防
- 施設管理者等
- その他連携

3時間

避難所開設準備・開設

準備のための開錠

受入準備 (安全点検等)

レイアウトづくり

避難者への開設・受付開始 (避難者数把握 (名簿づくり等))

居住スペースへの誘導と割り振り



3〜72時間を自処に着手

- 職員の参集
- 本部体制の確保など

災害現場対応

- 被災状況の把握
- 避難所開設状況の把握
- 食料, 飲料水等の配分
- 福祉避難所の開設
- 死者・行方不明者への対応
- 関係機関との連絡調整など

24時間

運営体制づくり

運営協議会の設置

会議の開催

- 仮設トイレの設置
- 飲料水の確保

- けが人・病人の応急対応
- 災害時要配慮者の振り分け



- 運営協議会への参加

48時間

避難所運営

- 行政との連絡体制の確立
- 在宅被災者への対応
- 物資確保

- 町単位の安否確認終了

- 災害ボランティアセンターの開設準備
- 地域の担当者と連携・支援
- ライフラインの確保・確立

72時間

避難所の安定化

- ルールの確立
- 生活支援
- 常用医薬品の確保
- 居場所づくり
- プライバシー確保対策
- 管理 (衛生・食事・健康) の徹底
- 相談体制の確立
- こころのケア (遺族含む)

- 災害時要配慮者への対応終了 (緊急入所, 福祉避難所)
- 1週間をめぐりに安否確認終了



3日〜3週間を自処に着手

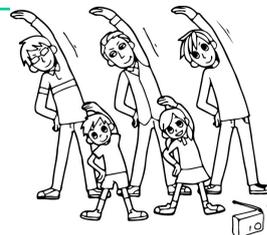
- 災害申告の受付
- 義援金等の受付
- 相談窓口の開設など
- 家屋の応急危険度判定
- 災害ボランティアセンター開設・運営 (目標)
- 施設再開へ向け準備

1週間

3週間

避難所統廃合

閉鎖に向けた動き



- 学校再開へ (併存の可能性あり)
- 本来機能の早期回復
- 仮設住宅建設計画の具体化

撤収

